

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三十号中又をワとし、リをヲとし、同号中「温泉法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十六号。以下この号において「条例」という。)」を「条例」に改め、同号中チをルとし、トをリとし、リの次に次のように加える。

又 温泉法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十六号。以下この号において「条例」という。)(第十二条の第三第一項の規定による可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の変更届の受理

第六条第一項第二十号中へをチとし、イからホまでをハからトまでとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認

ロ 第十四条の六第二項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位の承継の

届出の受理

第一条 事務委任規則の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三十号中ワをツとし、ヲをソとし、ルをレとし、同号又中「温泉法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十六号。以下この号において「条例」という。)」を「条例」に改め、同号中又をタとし、リをカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 温泉法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十六号。以下この号において「条例」という。)(第十二条第一項の規定による温泉採取許可を受けた者の変更届の受理

第六条第一項第三十号中チをワとし、ハからトまでをチからヲまでとし、ロをホとし、ホの次に次のように加える。

へ 第十四条の七第一項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可

ト 第十四条の八第一項の規定による温泉の採取の事業の廃止の届出の受理

第六条第一項第三十号中イをニとし、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ 第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可

ロ 第十四条の三第一項の規定による温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併又は分割

の承認

ハ 第十四条の四第一項の規定による温泉の採取の事業の継続の承認

附 則

この規則中第一条の規定は平成二十年八月一日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十八号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号中トを次のように改める。

ト 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定及びその取消し(政令第三条の二)

別表第一保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号中チからタまでを削る。

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項第二号中ハからホまでを削り、へをハとし、トをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 福祉用具専門相談員指定講習事業者に対する必要な指示(政令第三条の二)

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項第二号中から又までを削る。
 別表第一保健福祉部長の介護保険室に係る専決事項の項中ノをテとし、ウを削り、同項中「政令」を「介護保険法施行令（以下この項において「政令」という。）」に改め、同項中オをウとし、ウの次に次のように加える。

オ 指定調査機関に対する調査事務の方法に係る改善命令（政令第三十七条の五）

カ 指定調査機関の調査事務規程の認可及び変更の認可並びに変更命令（政令第三十七条の六）

キ 調査員養成研修を行う者の指定（政令第三十七条の七）

ク 調査員の調査員名簿からの削除（政令第三十七条の七）

ク 調査員養成研修事業の廃止の承認（政令第三十七条の七）

マ 調査員養成研修を行う者の指定の取消し（政令第三十七条の七）

ケ 指定調査機関に対する調査事務の運営に係る改善命令（政令第三十七条の八）

フ 指定情報公表センターに対する情報公表事務の方法に係る改善命令（政令第三十七条の五、政令第三十七条の十一）

コ 指定情報公表センターの情報公表事務規程の認可及び変更の認可並びに変更命令（政令第三十七条の六、政令第三十七条の十一）

エ 指定情報公表センターに対する情報公表事務の運営に係る改善命令（政令第三十七条の八、政令第三十七条の十一）

エ 指定情報公表センターに対する情報公表事務の運営に係る改善命令（政令第三十七条の八、政令第三十七条の十一）

政令第三十七条の十一）

別表第一介護保険室長の専決事項の項中ラをオとし、ナをムとし、ムの次に次のように加える。

ウ 介護サービス情報の報告に関する計画の策定（政令第三十七条の二）

オ 調査員養成研修を行う者の指定に係る事項の変更の承認（政令第三十七条の七）

カ 調査員養成研修を行う者に必要な指示（政令第三十七条の七）

別表第一介護保険室長の専決事項の項中ネをラとし、同項ツ中「政令」を「介護保険法施行令（以下この項において「政令」という。）」に改め、同項中ソをナとし、ソを削り、レをネとし、タをツとし、ヨの次に次のように加える。

タ 介護サービス情報に係る報告の徴収、調査及び公表並びに介護サービス事業者に対する命令（第百十五條の二十九）

レ 指定調査機関に対する報告の徴収、質問及び立入検査（第百十五條の三十四）

ソ 指定情報公表センターに対する報告の徴収、質問及び立入検査（第百十五條の三十四、第百十五條の三十六）

別表第一保健福祉部長の薬務課に係る専決事項の項第六号中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 可燃性天然ガスの濃度の確認の取消し（第十四条の五）

別表第一薬務課長の専決事項の項第七号中リを又とし、ホからチまでをへからりまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 可燃性天然ガスの濃度の確認（第十四条の五）

別表第六仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十六号中リをヲとし、チをルとし、同号ト中「温泉法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十六号。以下この号において「条例」という。）」を「条例」に改め、同号トを又とし、へをチとし、チの次に次のように加える。

リ 可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の変更届の受理（温泉法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十六号。以下この号において「条例」という。）第十二条の三）

別表第六仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十六号中ホをトとし、イから二までを八からへまでとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 可燃性天然ガスの濃度の確認（第十四条の五）

ロ 可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位の承継の届出の受理（第十四条の六）

別表第一保健福祉部長の薬務課に係る専決事項の項第六号中トをヲとし、へをルとし、ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ 温泉の採取の事業の廃止後等における措置命令（第十四条の八）

リ 温泉の採取の許可の取消し及び措置命令（第十四条の九）

又 緊急措置命令又は温泉の採取の停止命令（第十四条の十）

別表第一保健福祉部長の薬務課に係る専決事項の項第六号中二をへとし、八をホとし、同号ロ中「原状回復命令」を「土地の掘削又は増掘若しくは動力の装置の許可を受けた者に対する原状回復命令」に改め、「第十条」の下に、「第十一条」を加え、同号ロをニとし、イをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 緊急措置命令又は土地の掘削の停止命令（第九条の二）

別表第一保健福祉部長の薬務課に係る専決事項の項第六号にイとして次のように加える。

イ 土地の掘削の工事後の完了後等における措置命令（第八条）

別表第一薬務課長の専決事項の項第七号中又をヨとし、へからりまでをルから力までとし、ホをリとし、リの次に次のように加える。

又 温泉の採取のための施設等の変更の許可（第十四条の七）

別表第一業務課長の専決事項の項第七号中二の次に次のように加える。

ホ 掘削又は増掘のための施設等の変更の許可（第七条の二、第十一条）

ヘ 温泉の採取の許可（第十四条の二）

ト 温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認（第十四条の三）

チ 温泉の採取の事業の継続の承認（第十四条の四）

別表第六仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十六号中ヲをソとし、ルをレとし、又をタとし、同号リ中「温泉法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十六号。以下この号において「条例」という。）を「条例」に改め、同号中リをヨとし、チをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 温泉採取許可を受けた者の変更届の受理（温泉法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十六号。以下この号において「条例」という。）第十二条）

別表第六仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十六号中トをヲとし、ハからへまでをチからルまでとし、ロをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 温泉の採取のための施設等の変更の許可（第十四条の七）

ト 温泉の採取の事業の廃止の届出の受理（第十四条の八）

別表第六仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十六号中イをニとし、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ 温泉の採取の許可（第十四条の二）

ロ 温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認（第十四条の三）

ハ 温泉の採取の事業の継続の承認（第十四条の四）

附 則

この訓令中第一条の規定は平成二十年八月一日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。